

認知症保障を含む商品間の転換等に係る特別取扱い改定のお知らせ

当社の認知症保障を含む商品間の転換等について、下記のとおり約款を改定いたします。
本改定は、2020年3月24日以降、効力発生時期までに転換制度等を利用した既契約に対しても遡及して適用します。
なお、本改定に伴う保険料の変更や、お客さまによる追加のお手続きはありません。

記

1. 対応趣旨・内容

転換制度では、転換後契約の責任開始期前に生じた原因により支払理由に該当したときなど、通常保険金等が支払われない場合であっても、その原因が被転換契約の責任開始期以後に生じていたときなど、転換がなく被転換契約をご継続していたとすれば被転換契約から保険金等が支払われる場合には、被転換契約の保障の範囲内で、保険金等をお支払いする取扱いを行っております（以下、転換に係る特別取扱い）。

従来、認知症保障特約は他の認知症保障を含む商品とはお支払対象とする認知症の状態像が異なるため、認知症保障特約と他商品との間において転換に係る特別取扱いを行っていませんでした。

この点に関し、お客さま本位の観点から改めて検討しました結果、認知症保障特約と他の認知症保障を含む商品の間において、支払理由が一致する部分（見当識障害がある認知症と医師によって診断）につきましては、その範囲内で、転換に係る特別取扱いを新たに取扱うよう転換特約等の約款を改定します（【下表参照】）。なお、保障見直し制度に係る特別取扱いについても、転換制度と同様に改定します。

転換に係る特別取扱い改定イメージ（支払理由が一致する範囲内で「適用なし→適用あり」に拡大）

		転換後契約		
		認知症保障特約	特定認知症状態保障特約	就労不能・介護保障商品 （生活障害収入保障特約等）
被 転 換 契 約	認知症保障特約	適用あり	適用なし→適用あり	適用なし→適用あり
	特定認知症状態保障特約	適用なし→適用あり	適用あり	適用あり
	就労不能・介護保障商品 （生活障害収入保障特約等）	適用なし→適用あり	適用あり	適用あり

2. 改定対象約款

転換特約、保障一括見直し特約

3. 約款改定内容

[別紙参照](#)

4. 効力発生時期

2023年3月23日

以上